

R3. 8. 2 議員定数問題等調査特別委員会

弘田委員長	<p>ただいまから、議員定数問題等調査特別委員会を開きます。御報告いたします。大野副委員長、塚地委員から所用のため本日の委員会を欠席したい旨の連絡がっております。</p> <p>本日は、議員定数等に関する規定、これまでの議員定数に関する協議の経過及び議員定数問題等に関する検討課題等について御協議願うため、お集まりいただきました。</p> <p>協議事項に入る前に、執行部職員の紹介をいたします。</p> <p>公職選挙法の規定等について御説明いただくため、選挙管理委員会事務局の職員に出席していただいておりますので、ここで自己紹介をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(選挙管理委員会平本書記長、自己紹介)</p>
弘田委員長	それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願います。
1. 議員定数等に関する規定について	
弘田委員長	<p>初めに、議員定数等に関する規定についてであります。</p> <p>最初に、地方自治法等の規定について、議事課長から説明をさせます。</p>
吉岡議事課長	<p>議員定数等に係る規定について、御説明させていただきます。</p> <p>資料1を御覧ください。公職選挙法に関する規定については、この後選挙管理委員会事務局から御説明をいただきますので、私からは地方自治法と高知県議会議員の定数に関する条例の説明をさせていただきます。</p> <p>まず、地方自治法のうち、第90条第1項の規定でございますが、「都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める」とされております。かつては、各県の人口に応じた上限値といったものが地方自治法に規定されておりましたが、法律改正により現在はその上限規定も撤廃され、議員の定数は各地方公共団体の自主的な判断に委ねられております。</p> <p>次の2ページを御覧ください。上の公職選挙法施行令は飛ばさせていただきますので、その下、高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例でございます。先ほど説明いたしました地方自治法の規定を受けまして制定しておりますのが、この条例でございます。第1条で、「高知県議会の議員の定数を37人と定める」と規定、第2条でそれぞれの選挙区と選挙区ごとの議員の数を規定しております。全体の定数や選挙区割り、選挙区別の定数を変更することとなった場合は、この条例の改正が必要となります。</p> <p>私からは、以上でございます。</p>
弘田委員長	<p>次に、公職選挙法等の規定について、選挙管理委員会事務局書記長から説明を受けたいと思います。平本書記長、どうぞ。</p>
平本選挙管理委員会書記長	<p>県選挙管理委員会でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>私からは、公職選挙法に規定されております都道府県議会議員選挙の選挙区の設定に関する現行制度について御説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料1を御覧ください。地方公共団体の議会の議員の選挙区につきましては、公職選挙法第15条により規定されております。まず、選挙区の設定につきま</p>

R3. 8. 2 議員定数問題等調査特別委員会

して説明いたします。資料1ページの公職選挙法の部分を御覧ください。

まず、原則でございます。法の第15条第1項の規定により、都道府県の議会の議員の選挙区は、「一の市の区域」、あるいは「一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域」、または「隣接する町村の区域を合わせた区域」のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとされております。なお、ここで「隣接する」とありますが、飛地になることなく、一まとまりになっていることを意味するものとされており、選挙区内の全ての市町村が互いに接していることまでは必要とされているものではございません。

次に、第2項です。その選挙区の人口を、都道府県人口を都道府県議会の議員定数で除して得た数、すなわち議員一人当たりの人口の半数以上になるようにしなければならないとされております。この選挙区の人口を議員一人当たり人口で割ったものを、議員配当基数と申します。

次に、この第2項の後段部分ですが、この場合につきまして、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないとき、つまり議員配当基数が0.5未満の場合は、隣接する他の市町村の区域と合わせて1つの選挙区を設けるものとされておりまして、これが強制合区と言われるものでございます。

次に、第3項です。一の市の区域の人口が、議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないとき、つまり議員配当基数が0.5以上1未満の場合は、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができるとされております。これが、任意合区と言われるものでございます。

次に、第4項です。町村の区域の取扱いについてです。町村においては、1つの町村の区域の議員配当基数が0.5以上である場合は、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができるとされております。

次に、第5項です。市町村の区域が、衆議院小選挙区の区域により分断されている場合には、それぞれの区域を市町村の区域とみなすことできるというものでございます。

次に、第7項です。先ほど、御説明申しあげました原則に基づいて選挙区を設定する場合や、強制合区、任意合区などにより選挙区を設定する場合に当たっては、行政区画や衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮し、合理的に行わなければならないという規定でございまして。

最後に、第8項です。都道府県議会議員の定数は、条例で定めること。それから、各選挙区における議員の定数については、人口に比例して定めなければならないこと。また、ただし書としまして、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるという規定になっております。

次に、今御説明いたしました選挙区設定のルールを、図を使って御説明させていただきます。資料2-1を御覧ください。

まずは、市に関するルールです。左上の基本のルールは、一の市の区域、選挙区における議員配当基数は0.5以上であることとされております。また、市同士の合区のルールは、市は議員配当基数が1未満でないとは隣接する市とは合区できない。また、星印のところですが、1つの選挙区に議員配当基数1以上の市は1つまでというルールがございまして。

図により順番に御説明いたします。なお、マルの中の数値は議員配当基数です。

まず、①の原則ですが、市は原則として単独で選挙区を構成するということとなります。次に、②の強制合区です。配当基数が0.5未満の市は、隣接する市町村と

R3. 8. 2 議員定数問題等調査特別委員会

合区しなければなりません。次に、③の任意合区です。配当基数が0.5以上1未満の市は、隣接する市町村と必要に応じて任意で合区できるというものです。

以上が、市に関する基本的なルールでございますが、実際の組み合わせについて下段の合区的具体例で御説明します。

①の図を御覧ください。A市、B市、C市で1つの選挙区を構成できないと記載しておりますが、B市は基数が0.4であり0.5未満でございますので、強制合区しなければなりません。この図のようにA市とC市はともに基数1以上ですので合区できるのはいずれか1つの市のみとなります。従いまして、A市からC市で1つの選挙区を構成することはできないということになっております。

次に、②の図を御覧ください。この図では、基数が1以上の市が1つだけであれば、基数1未満の市とはいくらかでも合区が可能であるということを示したものでございます。この図では、配当基数が1未満のAからC市と1以上のD市について示したのですが、この場合の組み合わせとしましては、右の(ア)のところに記載しておりますが、配当基数が1未満の市は隣接する市町村と合区できるということになっております。このため、A市はB市と、B市はA市またはC市と、C市はB市またはD市と合区することができます。また、(イ)に記載しておりますが、合区を複数、同時に行った結果、直接隣接していない市町村が数珠つなぎに合区して同じ選挙区を構成することは可能となっております。これによりまして、A市からC市の選挙区や、A市からD市までの選挙区を形成することも可能となっております。

以上が、市に関するルールでございます。

次のページに移りまして、町村に関するルールでございます。

町村に関する基本ルールとしましては、隣接する町村の区域を合わせた区域とすることができること、それから1つの町村の議員配当基数が0.5以上であれば町村単独での選挙区の設定も可能であること。また、選挙区における配当基数は0.5以上であることとなっております。

また、町村同士の合区のルールとしましては、隣接する町村は議員配当基数が1以上であっても自由に合区することが可能であること。また、郡が異なっている場合でも自由に合区が可能であるということでございます。

右の図を御覧ください。原則といたしましては、隣接する町村と自由に選挙区を構成できることになっております。

次に、右上の図を御覧ください。注意事項としましては、米印で記載しておりますが、隣接していない町村、飛地は合区できません。ただし書については、平成27年に法改正があった際の経過措置でございます。

以上が、町村に関するルールでございます。

最後に、市と町村に関するルールでございます。次のページを御覧ください。

まず、基本のルールとしまして、1つの市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域で選挙区を構成することができること、それから選挙区の議員配当基数は0.5以上であることとなっております。また、市と町村の合区のルールとしましては、1つの選挙区には議員配当基数1以上の市は1つまでとなります。

合区的具体例の①の図ですが、この図は配当基数が1以上の市と町村が隣接している場合について表しております。この場合、X町は隣接しているA市またはB市のいずれかと合区することができます。また、Y村は同じく隣接しているB市またはC市のいずれかと合区することができます。なお、A市、B市、C市はいずれも基数が1以上ですので、同一の選挙区は構成できません。このほか、X町とB市、

R3. 8. 2 議員定数問題等調査特別委員会

Y村とB市が合区することができますので、この場合、最大でX町、B市、Y村が1つの選挙区を構成することが可能となっております。

次に、左下の②の図です。先ほどの①の図と異なる箇所は、A市の基数が0.8と1未満であるというところです。この場合、X町は隣接しているA市またはB市のいずれかと合区することができます。また、Y村は同じく隣接しているB市またはC市のいずれかと合区することができます。

ここまでは、図①と同じですが、このパターンに加えまして、X町につきましては、A市の基数が1未満であることによりまして、A市及びB市とで1つの選挙区を構成することができることになっております。また、最大でA市からY村までの4団体で1つの選挙区を構成することが可能となっております。なお、B市とC市は配当基数がともに1以上であることから、同じ選挙区を構成することはできません。

最後に③の図でございます。この場合は、配当基数1以上の団体がC市のみとなっております。この場合、最大でA市からC市までの5団体が1つの選挙区を構成することが可能でございます。また、この場合においては、隣接している団体であれば、自由に組み合わせることが可能となります。

最後に資料1の公職選挙法第271条ですが、特例選挙区として、昭和41年1月1日現在で設置されている選挙区につきましては、当該選挙区における人口が議員一人当たり人口の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、選挙区を設けることができるという特例を定めたものになっております。

資料2-2として、現行の選挙区の地図を添付しておりますので、御参考にしていただければと思います。

以上で、私からの説明を終わります。よろしく願いいたします。

弘田委員長

ただいま説明がありました各規定について、何か質問はございませんか。

(なし)

2. これまでの議員定数に関する協議の経過について

弘田委員長

次に、これまでの議員定数に関する協議の経過についてであります。このことについて、議事課長に説明をさせます。

吉岡議事課長

それでは、これまでの6回の特別委員会報告書から、協議結果とその理由などについて取りまとめを行っておりますので、御説明いたします。資料3を御覧ください。

まず、一番上の欄ですが、平成7年の国勢調査を基に協議をいたしました平成8年の特別委員会、初めての特別委員会でございますが、これにおける協議結果でございます。この平成7年の国勢調査結果による試算、人口比例方式で機械的に割り振った試算、この試算の仕方は後ほど詳しく御説明させていただきますが、試算を行いますと、左の欄のとおり、高知市が昭和60年、平成2年の国調に続いて、当時の議員定数と差引きでプラス1となりました。次に、室戸市・東洋町が昭和60年、平成2年の国調に続いてマイナス1となり、さらに平成2年に続いて安芸市・芸西村と人口が逆転、2人区の選挙区人口が1人区選挙区よりも人口が少ないという状況でございますが、これが発生しています。

R3. 8. 2 議員定数問題等調査特別委員会

そして、須崎市が初めてマイナス1、吾川郡が初めてプラス1となっております。これを受けた協議の結果、中央の欄に移りまして、総定数については、1名減の41人とし、選挙区別定数については、室戸市・東洋町は1名減、その他はただし書適用で現行どおり、当時の現行どおりとされています。その理由として、右の欄ですが、総定数については地方行財政改革が求められる中、議員定数の削減を行い議会の姿勢を示すことが必要である。そして選挙区別定数では、室戸市・東洋町は昭和60年からマイナス1となり、平成2年には人口逆転も起き、平成7年の国調でも人口の減少傾向に歯止めがかからないため1名減、その他の選挙区については、高知市の中核市への移行や今後の社会経済動向、地域間の均衡などを考慮し、今少し経過を見るためただし書を適用し、現行どおりとするとされています。

なお、中央の欄の米印にありますとおり、定数を1名減としたことにより再計算した結果、高岡郡が新たにマイナス1となりましたが、ここにもただし書を適用して現状どおりとされています。また、破線の下に記載してありますが、このときに土佐清水市・三原村選挙区を三原村からの申し出により、土佐清水市単独選挙区と宿毛市・大月町・三原村選挙区に組み替えを行っております。

次に、下の段に移りまして、平成12年の国調を受けて平成13年度に設置した特別委員会での協議結果でございます。左の欄、平成12年の国調を基にした試算では、高知市がプラス2へ拡大、須崎市が平成7年に続きマイナス1、高岡郡も平成7年に続きマイナス1、土佐郡が初めて強制合区の対象となりました。

これを受けた協議の結果、中央の欄ですが、総定数は現状どおり、また高知市や須崎市、高岡郡、土佐郡とも全てただし書適用などで、当時の現行どおりとしております。その理由としましては、右の欄、総定数については厳しい社会経済状況の下、国、地方とも行財政改革に必死に取り組んでいるが、地方分権の進展、過疎、高齢化の進行など、地方議会の役割、議員の職責はますます大きくなっているためとされています。また、選挙区別定数では、高知市、須崎市、高岡郡は、地域の地理的、経済的要因や地域間の均衡を考慮し、今少し経過を見る必要があるため、ただし書を適用し現行どおり、土佐郡は初めて強制合区となったことや議員の職責を見れば合併の結果を見て見直すべきとされ、特例選挙区として現行どおりとされています。

なお、ここには記載しておりませんが、この委員会の結論として、総論としては市町村合併の結果を見て見直すこととして、このときは現状維持とするとされています。

次のページにお移りいただきまして、一番上、平成15年の特別委員会の議論でございます。このときは、主として市町村合併を受けて次の選挙において合併特例法を適用するか否かについて議論したもので、記載の理由により、次の選挙時には合併特例法は使わないことが決められております。

次に中央の段に移りまして、平成17年の国調を受けた特別委員会での協議結果でございます。国調の結果、左の欄ですが、高知市が平成12年に続きプラス2、また、南国市が初めてプラス1となりました。また、土佐市が初めてマイナス1となり、さらに土佐市と香美市の人口逆転が生じております。そして、須崎市が平成7年、12年に続きマイナス1、高岡郡も平成7年、12年に続きマイナス1、土佐郡が平成12年に続き強制合区対象となりました。

これを受けて、中央の欄、まず総定数は2名減らして39名としております。選挙区別定数では、須崎市を1名減とし、高知市、南国市、土佐市、高岡郡はただし書

R3. 8. 2 議員定数問題等調査特別委員会

により現行どおり、土佐郡は長岡郡と合区の上、合わせて1名減とする見直しをしております。その理由としましては、右の欄にありますとおり、まずは基本的な考え方として定数削減の方向は避けられず、選挙区ごとの定数も増やさないとして総定数を2名減とされました。その上で、須崎市は過去2回ただし書を適用した経過を踏まえて減、高知市は中核市で市議会議員の役割が増加していることや、中山間の議員が減り人口が集中している高知市の議員が増えることは問題である、そして南国市は同じ定数の吾川郡と人口がさほど変わらない、土佐市は初めて減員となったもので、激変緩和として見送っても県民の理解を得られるのではないかといった理由によります。

なお、米印にありますとおり、土佐市と香美市の人口逆転については、定数3の香美郡が町村合併で香南市、香美市に分かれたが、香美市を2名とすると元の香美郡選挙区時代の定数3が4と増えることとなるため、選挙区別定数を増員しないことを基本にすべきであり、香美市は1名とするとされております。そして高岡郡については、合併で面積がさらに広くなり、民意を反映するためといった理由によりただし書を適用して、当時の現状どおりとしております。

一番下の欄、平成22年に実施した国調の際でございます。このときは、直近の選挙が23年4月であり、22年10月に国勢調査、選挙が翌年23年4月という短期間となり、見直し検討の時間が余りにとれないことから、法律で23年の選挙の際は22年の国調結果でなく、その前の17年の国調の数値を使ってかまわないと法律で決められました。このため23年の選挙に向けては特別委員会を開催せず、17年の国調の結果に基づき検討した現状どおりで選挙を行うこととし、本会議で必要となる条例改正を行っております。

3ページにお移りいただきまして、一番上の平成25年の議論でございます。平成22年の国調の結果を基に、改めて協議が行われました。左の欄、試算では高知市が平成12年、17年に続きプラス2、土佐市が平成17年に続きマイナス1、また同じく17年に続き香美市と人口逆転となっています。高岡郡は、平成7年、12年、17年に続きマイナス1となっています。

これを受けまして、中央の欄ですが、まず総定数は2名減して37名に、そして土佐市を1名減、高岡郡も1名減、高知市はただし書を適用し現状どおりとされております。その理由は、右の欄のとおり、総定数については、県人口の減少、市町村議会議員の削減が行われている状況にあつて議員定数削減は避けられない、各選挙区定数の見直しと関連して削減を考えていくべきとされ、選挙区別定数では、まず土佐市、高岡郡は激変緩和措置は役目を果たしたと考えられ、人口比例に戻す時期である、また土佐市の逆転は解消すべきである。高知市は中核市ということや、市議会議員が大幅な定数減をしたことを勘案し、増やさず現状どおりとするとなっております。また、定数を増やすことが基本だと思うが、郡部の意見も県政に反映させる必要もあり、現状維持との意見もございました。

なお、中央の欄の米印のとおり、この際高知市の2減した分を定数37で再計算して配当基数の端数の多い順、吾川郡選挙区、宿毛市・大月町・三原村選挙区の2選挙区にただし書を適用して振り分けています。

2つめの欄にお移りいただきまして、平成27年の国調を受けました前回28年の特別委員会の議論でございます。27年の国勢調査では、左の欄、試算の結果、高知市が平成12年、17年、22年に続きプラス2、宿毛市・大月町・三原村が平成22年に続きマイナス1、吾川郡も同じく平成22年に続きマイナス1となりました。

R3. 8. 2 議員定数問題等調査特別委員会

これを受け、中央の欄にありますとおり、総定数につきましては現状維持とされました。また、選挙区別定数につきましても、いずれもただし書を適用し、現状どおりとされております。その理由としましては、右欄のとおり、総定数については、これ以上削減すると常任委員会での活発な議論ができなくなるといった理由、選挙区別定数については、高知市の2人分を配当基数の端数の大きい順に配分すれば吾川郡、南国市となるが、南国市と宿毛市・大月町・三原村の配当基数の差はわずかである、県庁所在地から離れた郡部の地域の声を県政に反映するためにも議員の確保は重要という理由で、ただし書適用により現状維持とされています。

なお、破線の下に記載しておりますが、このときに高岡郡は面積が広大で生活圏も分かれているといった理由などから、川筋で分区されています。

以上が、これまでの特別委員会での協議結果でございます。

一番下の欄は、この後で詳しく説明させていただきますが、今回令和2年の国勢調査による試算結果を記載しております。高知市が平成12年、17年、22年、27年に続いてプラス2となっております。次に、宿毛市・大月町・三原村が平成22年、27年に続いてマイナス1となり、さらに今回は香美市及び土佐市と人口逆転が起っております。

また、吾川郡も平成22年、27年に続いてマイナス1となり、香美市と人口逆転が起きております。

説明につきましては、以上でございます。

弘田委員長

何か質問はございませんか。

(なし)

3. 議員定数問題等に関する検討課題について

弘田委員長

次に、議員定数問題等に関する検討課題についてであります。

このことについて、資料を作成しておりますので、議事課長に説明をさせます。

吉岡議事課長

それでは、事務局で整理をしました検討課題等について御説明させていただきます。

初めに、令和2年の国調結果に基づく試算の詳細につきまして、御説明させていただきます。資料4を御覧ください。

試算結果などをまとめた表でございます。表の左から選挙区、市町村、市町村ごとの人口、選挙区ごとの人口となっております。そしてその右に、配当基数というものがございます。先ほどの説明の中でも出てまいりましたが、配当基数とは、選挙区ごとの人口を議員一人当たりの人口で割ったものでございます。議員一人当たり人口は、表の一番下に記載していますが、県全体の総人口を議員定数37で割ったもの、つまり県全体で見ると議員一人当たり何人となるかを表しております。計算しますと議員一人当たり1万8,704.5人となりました。各選挙区ごとの人口を、この議員一人当たり人口で割ったものがこの配当基数でございます。各選挙区へ何人配分するかの基礎となるものです。小数点以下3桁まで算出しています。この数値、言い換えますと、定数37人を選挙区人口に応じて案分したものと考えていただければ分かりやすいかと思えます。

配当基数の右側に、配当定数とございます。ここに、各選挙区ごとの人口比例の

R3. 8. 2 議員定数問題等調査特別委員会

原則により、定数を割り振っていきます。まず、配当基数の整数部分を基礎配当として各選挙区に配分いたします。1に満たない選挙区は1として配分いたします。こうして配分いたしますと、一番下に計としてございますが、合計34人まで配分することができました。定数37まで3人の空きがありますので、これをどこに配分するかということになります。これは、配当基数が1以上の選挙区の小数点以下の数字の大きい選挙区の順に1ずつ配分していくこととなります。調整配当の順位という欄に、小数点以下の大きい順番に順位を記載しております。白抜き数字の①四万十市が小数点以下0.749と最も大きくなっております。次いで②の香南市が0.723、③の中土佐町・禰原町・津野町・四万十町が0.615と大きくなっております。このため、この3つの選挙区に調整数として1ずつ配分します。これで37人全てが配分できました。その結果が、配当定数計B欄となります。高知市の17から一番下黒潮町の1まで、全ての選挙区に配分が終わりました。これが人口比例の原則に基づき機械的に割り振った数字でございます。これを現在の選挙区別定数、網掛けC欄になります。これと比較をいたします。比較いたしますと、差引き欄のとおり、高知市がプラス2、宿毛市・大月町・三原村がマイナス1、吾川郡がマイナス1となっております。マスコミ報道にもございましたが、2増2減という結果がここに出てまいります。

差引き欄の右に、議員一人当たり人口、議員一人当たりの人口較差の欄がございます。それぞれ、現在の定数ではどうか、今回の試算による配当ではどうなるかを記載しています。このうち、議員一人当たりの人口較差を御覧ください。いわゆる一票の較差でございますが、選挙区人口が最も少ない選挙区を1とした場合のそれぞれの選挙区の議員一人当たりの人口を比較したものでございます。今回、最も議員一人当たり人口が少なかったのは、奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区の9,800人でございますので、この選挙区を1とした場合、それぞれの選挙区における議員一人当たり人口がどうであるかを比較したものでございます。この数字が大きいほど較差が開いているということになります。今回の試算、配当定数欄ですが、試算により較差が最も大きくなっていますのは、香美市の2.71倍、続いて吾川郡2.675倍、次に土佐市2.629倍などとなっております。

試算表の御説明は、以上でございます。

続きまして、事務局が整理しました検討課題を御説明いたします。

資料5、議員定数問題等に関する検討課題を御覧ください。先ほどの試算結果等を踏まえた検討課題を一覧表にしたものでございます。

まず、地方自治法上の検討課題として、1の議員定数が上げられます。先ほど御説明したとおり、地方自治法では、「都道府県議会の議員の定数は、条例で定める」とされているだけで、人数の制限はございません。この特別委員会において、現在37人となっている議員定数を何人とするのか、御検討いただく必要があると思われれます。

参考としまして、次のページに資料6として他県の議員定数等の状況をお付けしております。このページの上の表は、人口の少ない本県を含む9つの県と、四国の中でこの中に含まれていない愛媛県の状況を記載しております。それぞれの県の、前回の国調の結果の人口と議員定数の状況、今回の国調の結果、そして常任委員会の数と委員数の状況をまとめております。下の表は、全国47都道府県議会の常任委員会の委員数の状況です。本県では、総務委員会が10名、その他の委員会が9名となっているように、委員会ごとに委員数に違いがある議会もございまして、最少

R3. 8. 2 議員定数問題等調査特別委員会

の委員会定員を取り出して集計しております。委員会の最小定員が7人の議会が8県、8から9人が20県、10人から11人が13道府県、12人から13人が5府県、14人が1か所、東京都となっております。その下に、それぞれの都道府県が持つ常任委員会数を集計して記載しております。例えば、最小定員7名の委員会を持つ8つの議会のうち、5つの常任委員会を持つ議会が1か所、6つの常任委員会を持つ議会が7か所ございます。本県では、最小定員は9名となっておりますので、8から9名の20か所の中に含まれており、そして4つの常任委員会を持っておりますので、その下の7か所の中に含まれているということになります。なお、部局別の所管を持つ常任委員会とは別に、全議員が参加する予算決算委員会といった常任委員会を持つ議会もございますが、そうした委員会は除いております。所管部局を持つ常任委員会のみを対象として集計しております。また、条例での定め方がマル人以内という県もございますが、こちらについては事務局で各県のホームページで直近の数字を確認して集計しております。

先ほどの資料5にお戻りいただきまして、次の公職選挙法上の検討課題でございます。

まず、2の選挙区であります。公職選挙法第15条第1項の規定により、都道府県議会議員の選挙区は、「一の市の区域」「一の市と隣接する町村の区域」「隣接する町村の区域」の3つのパターンが原則とされています。まずは、選挙区をどう考えるのか、御検討いただく必要があると思われれます。

次に、現行の選挙区割りをベースとして考えた場合の検討事項でございます。

まず、3の強制合区であります。公職選挙法第15条第2項では、選挙区の人口は、議員一人当たりの人口の半数以上になるようにしなければならないなどと規定されております。これは言い換えますと、人口比例により議員定数を案分した配当基数が0.5を下回る選挙区を作ってはいけないということでございます。市についても、配当基数が0.5未満であれば隣接する市町村と合区しなければならないとなっております。なお、先ほどの試算表にありますとおり、今回の国勢調査の結果でこれに該当する市はございませんでした。また、現在の選挙区単位で見ましても、強制合区の対象となる0.5未満となる選挙区はございませんでした。

次に、4の市の区域の任意合区であります。公職選挙法第15条第3項で、「一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる」と規定されております。つまり、配当基数が0.5以上1.0未満の市は、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができるとなっております。今回の国勢調査人口による試算では、室戸市、安芸市、土佐清水市がこれに該当いたします。現在、室戸市は東洋町と、安芸市は芸西村と選挙区を構成しておりますが、さらに隣接するエリアと任意の合区をするのか、御検討いただく必要があると思われれます。また、土佐清水市については、引き続き単独選挙区とするのか、隣接するエリアと任意の合区をするのか、御検討いただく必要があると思われれます。

なお、上のほうの米印にも記載しておりますが、町村については合区における配当基数の制約はございませんので、隣接していれば自由に組み合わせることができます。

次に、5番の町村の区域の単独選挙区であります。公職選挙法第15条第4項で、「一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、一選挙区とすることができる」と規定されております。つまり、配当基数0.5以上の町村

R3. 8. 2 議員定数問題等調査特別委員会

であれば、単独選挙区とすることができます。現在、黒潮町を単独選挙区としております。今回も、配当基数が0.549と0.5を上回っておりますので単独選挙区とすることができますが、引き続き単独選挙区とするのか、御検討いただく必要があると思われます。

次に、6番の衆議院小選挙区特例であります。公職選挙法第15条第5項で、「一の市町村の区域が二以上の衆議院議員の選挙区に属する区域に分かれている場合には、当該区域を市町村の区域とみなすことができる」と規定されております。このため、高知市は高知市第1区と高知市第2区に分割することが可能となっております。過去2回の特別委員会においては、分区しないとの結論を得ているところでありますが、今回どうするか御議論いただく必要があると考えます。

最後に、7のただし書の適用でございます。公職選挙法第15条第8項で、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない」としてありますが、「ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定数を定めることができる」とされております。議員定数と選挙区を現行のままとしますと、先ほども申し上げましたとおり、高知市選挙区が2増、宿毛市・大月町・三原村選挙区と吾川郡選挙区がそれぞれ1減となります。この3つの選挙区は、全て現在ただし書を適用しておりますので、こうした選挙区をどう見直していくのか、御検討いただく必要があると思われます。

7に記載しております表は、前回27年の際、配当基数の小数点以下の大きい、つまり配当順位の高かった選挙区を調整配当を受けた選挙区、先ほどの試算表の白抜き数字の①から③となりますが、これを除く選挙区から上位5つを取り出し、その配当順位や選挙区人口などがどうなっているか、またあわせて高知市選挙区の状況を記載したものでございます。なお、ただし書の適用を受けている2つの選挙区もこの中に含まれております。また、この5つの選挙区は今回の速報値においても上位5つの選挙区となっております。

前回、平成27年国調における配当順位の1番は吾川郡、2番南国市、3番が宿毛市・大月町・三原村、以下香美市、土佐市となっております。前回、高知市を減じた2を配当順位1位の吾川郡と3位の宿毛市・大月町・三原村にただし書を適用して1ずつ配分し、それぞれ2人区としております。配当順位2位の南国市ではなく、3位の宿毛市・大月町・三原村に配分しておりますのは、先ほど経過の中で御説明した理由によります。この配当順位が、今回は1位が南国市、2位香美市、3位吾川郡、4位土佐市、5位宿毛市・大月町・三原村と変動しております。

次に、選挙区人口でございます。

前回の人口はただし書適用により2人区とした吾川郡、宿毛市・大月町・三原村とも、他の1人区より人口が多く逆転はありませんでした。今回は、1位南国市、2位香美市、3位吾川郡、4位土佐市、5位宿毛市・大月町・三原村となっておりまして、1人区である香美市の人口が2人区である吾川郡、宿毛市・大月町・三原村より多い、同じく1人区の土佐市の人口が2人区である宿毛市・大月町・三原村より多いという現象が生じております。

最後、人口較差でございますが、先ほども御説明しましたが、較差が最も大きくなっているのが香美市の2.71倍、続いて吾川郡の2.675倍、そして土佐市の2.629倍、宿毛市・大月町・三原村2.542倍、南国市は試算結果で定数2となっておりますので、較差は下がって2.383倍となっております。

R3. 8. 2 議員定数問題等調査特別委員会

こうした結果を踏まえまして、ただし書を適用している選挙区をどう見直していくのか、御検討いただく必要があるかと考えております。
説明につきましては、以上でございます。

弘田委員長 ただいま議事課長から検討課題についての説明がありましたが、これらの検討課題につきましては、本日は一旦会派へ持ち帰っていただき、次回の委員会までに会派の考え方を取りまとめていただきたいと思います。その上で、次回以降の委員会で協議をしてみたいと存じますので、御了承願います。

(了 承)

弘田委員長 なお、資料についての質問がございましたら、どうぞ。

大石委員 旧の法定上限値に当てはめたら、最新の国勢調査では何人になるんですか。

吉岡議事課長 旧の法定上限値は下限が40人となっておりますので、40人になります。

梶原委員 平成22年のときの説明資料にあるんですけども、国調の人口速報公表から選挙日までの期間がないため、法律に基づき、直前の国勢調査より1個前の17年の国勢調査による結果によるということになっています。今回も、速報から選挙期日まで期間がないという状況は似通っていると思うんですけど、この法律に基づきというのはどれぐらい前に出たものかという、その境が明確にあるものですか。

吉岡議事課長 この特例につきましては、統一地方選挙の日程を決める法律に付随して規定されたものでございます。このときは、速報が12月ぐらいにあって、翌4月には選挙というほとんど期間がない状況でございましたので、法律上追加されたものと思われれます。特に、そこに明確な基準というものは把握しておりません。

梶原委員 そしたら、今回1年を切っている状況で速報値が発表されたということが、この平成22年のときと同じような可能性になるかならないかについては、まだ分かりません。

吉岡議事課長 はい。そういった情報は、一切入っておりません。

梶原委員 分かりました。

弘田委員長 よろしいですか。ほかに。

(な し)

4. 今後の委員会の進め方等について

(1) 結論を出す期限

弘田委員長 次に、今後の委員会の進め方等についてであります。

R3. 8. 2 議員定数問題等調査特別委員会

まず、結論を出す期限についてであります。
次期一般選挙は令和5年4月でありますので、県民への周知期間等を考慮いたしまして、原則として1年前の令和4年3月までには本委員会としての結論を出すことを目標としてはと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決めます。

(2) 調査検討の基本的な考え方

弘田委員長 次に、調査検討の基本的な考え方についてであります。
先ほど、議事課長から説明のありました検討課題についてであります。資料5にあります1番の議員定数についてと、2番以降に列挙してあります、いわゆる選挙区及び選挙区別議員定数についての課題は相互に関連しております。このことから、今後調査検討を進めるに当たっては、議員定数、選挙区及び選挙区別議員定数は、併せて協議していくことといたしたいので、御了承願います。

(了 承)

弘田委員長 なお、今後の進め方につきましては、先ほど申し上げましたとおり、資料5にお示ししてあります1番から7番までの検討課題について、本日の説明も踏まえて、次回の委員会までに各会派の考え方を取りまとめていただき、次回の委員会では、それぞれの御意見をお伺いすることとしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

5. その他

弘田委員長 次に、その他といたしまして、次回の委員会開催日についてであります。
先ほど申し上げたとおり、次回の委員会までにそれぞれの会派で検討課題についての考え方を御協議いただく必要があります。つきましては、会派の御都合や御意見をお伺いした上で、私、委員長のほうで次回の開催日を決定し、通知させていただくことといたしたいので、御了承願います。

(了 承)

弘田委員長 なお、参考のため、これまでの特別委員会の開催回数等について、事務局に説明させます。

書記 それでは、これまでの特別委員会の開催回数等について、御説明させていただきます。

これまでの議員定数問題等調査特別委員会では、おおむね8回～12回委員会を開催しています。2月定例会までに委員会を8回開催しようとした場合、本日が2回目の委員会でございますので、委員会の開催日程を後6回分確保する必要があります。例えば、9月と12月の定例会の前後にそれぞれ開催すれば計4回、1月に1回、2月に取りまとめの委員会を1回開けば、合計で8回の開催が確保できます。

R3. 8. 2 議員定数問題等調査特別委員会

これはあくまで一例でございますが、こういったことも念頭に、次回以降のスケジュールを考える必要があります。

弘田委員長

タイトな日程になっておりますので、御協力をよろしく申し上げます。

最後に、委員会で配付する資料についてのお願いでございます。

本日、お配りしましたお手元のファイル綴じの資料は、次回以降の委員会にも持ってきていただき、今後資料が配付された場合は、これに追加していただくようお願いいたします。

以上で、本日の議員定数問題等調査特別委員会を終わります。